

# 国際金融規制改革の最近の動向

## 資本市場を考える会 2016年11月1日

日本証券経済研究所 (JSRI) エグゼクティブ・フェロー  
KPMGあずさ監査法人・シニアアドバイザー  
前金融庁・金融国際審議官  
河野正道

(注)本プレゼンテーションの内容で意見にわたる部分は、プレゼンターの個人的見解であり、同人が属する又は属していた、組織や法人等の公式見解を示すものではありません。また、資料の多くは、報告者が金融庁に在職中に作成・使用した資料をベースにしておりますが、加筆・修正等を行っておりますので、すべての資料についての文責は報告者にあります。1

### 国際的な金融規制改革の進捗 (年表①)

2007年	8月9日	BNPパリバ、傘下ファンドの新規募集や解約を凍結
2008年	9月16日	リーマン・ブラザーズの米国特殊会社が倒産手続開始
	9月18日	FRB、AIG救済策を公表
	10月3日	日米欧の6中央銀行、流動性供給のための協議対応策を発表
	11月14-15日	第1回G20首脳会合(ワシントン・サミット)開催 「金融危機を受け、金融市場の改革のための共通原則(①透明性及び説明責任の強化 ②健全な規制の拡大(金融システムにおいて重要な全ての金融機関への適切な規制を確保) ③金融市場における公正性の促進 ④国際連携の強化 ⑤IMF等の国際金融機関の改革)への合意と、それらとの整合的な政策の実施にコミットすることに合意。」
2009年	3月18日	英当局、国際的な銀行規制に関するターナーレビューを発表
	4月1-2日	第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)開催、首脳声明を採択 「中長期的な規制再構築の観点から、監督カレッジの設置等の国際的な連携強化、マクロ健全性上のリスクに対応する規制システムへの改編、金融システム上重要な全ての金融機関(シャドウ・バンキングを含む)を規制・監督の対象とすること等に合意。」
	9月24-25日	第3回G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)開催、首脳声明を採択 「金融規制・監督の強化のため、銀行の自己資本の量と質の改善のための国際的ルールの策定、2010年10月までのシステム上重要な金融機関への措置の検討及び2012年末を期限とする店頭デリバティブ市場改革(適当な場合における取引所又は電子取引差違を巡る取引、中央清算機関(CCP)を通じた決済、取引情報蓄積機関(TR)への報告)の実施等に合意。」
	12月17日	バーゼル委が銀行セクターの強固性を強化するための市中協議文書を公表
2010年	4月23日	ギリシャ、資金支援策の発動を要請
	5月12日	改正金融商品取引法(中央清算機関(CCP)を通じた決済、取引情報蓄積機関(TR)への報告)
	6月26-7日	第4回G20首脳会合(トロント・サミット)開催、首脳声明を採択 「これまでのサミットで合意された金融セクター改革のコミットメントの達成(強固な規制枠組み、実効的監督、破綻処理及びシステムリスクに対する対処)を誓約。また、それらの完全な実施のために、透明性のある国際的な評価及びバーゼルレビューにコミット。」
	7月21日	米国、金融規制改革法(ドッド・フランク法)が成立
	7月26日	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)、自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージJ(バーゼルIII)について互換的な合意に到達
	9月12日	GHOS、より高い国際的な最低自己資本基準(バーゼルIII)を公表
	11月11-12日	第5回G20首脳会合(ソウル・サミット)開催、首脳声明を採択 「シャドウ・バンキングへの規制・監督の強化に向けた措置の策定等に合意。また銀行の自己資本及び流動性の新たな枠組み(バーゼルIII)の承認とその2013年からの段階的実施にコミットし、システム上重要な金融機関の改革枠組みの策定プロセスを承認。」
	12月16日	バーゼル委、上記G20及びGHOSで合意されたバーゼルIIIの詳細について定めたテキスト、包括的な定量的影響度調査(QIS)結果を公表(2013年以降、段階的な実施が進められており、2019年より完全実施の予定)

2

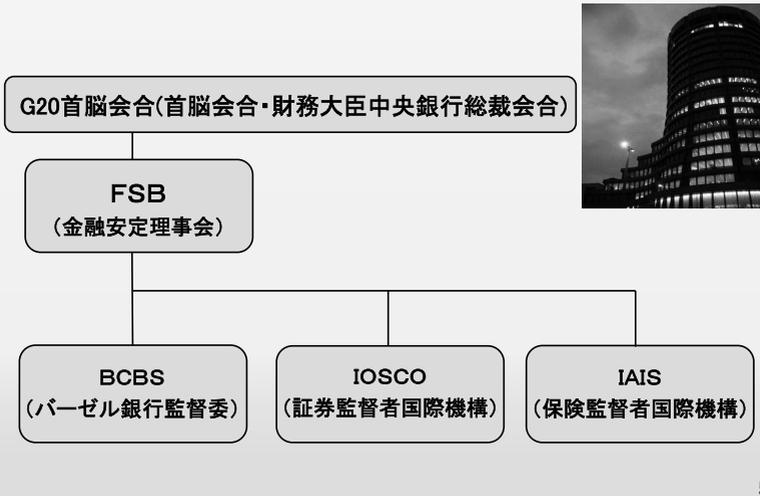
## 国際的な金融規制改革の進捗（年表②）

2011年	6月25日	GHOS、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に関する措置に合意	
	11月3-4日	第6回G20首脳会合(カナヌ+サミット)開催、首脳声明を採択 「グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)に対する包括的な政策枠組み(2016年からの追加的資本要件等)に関するFSB協賛枠組みを承認。シャドーバンキング・システムに対する規制と監視の強化に合意し、提言の策定に向けた作業計画を承認。BCBS-IOSCOに対し中央清算されない店頭デリバティブに対する証拠金に係る基準策定を要求。」 同日、金融安定理事会在システム上重要な金融機関(G-SIFIs)に関する政策枠組みを公表	
2012年	4月16日	CPSS-IOSCO 金融市場インフラのための原則(FMI原則)公表	
	6月18-9日	第7回G20首脳会合(ロスカボス+サミット)開催、首脳声明を採択	
	9月6日	改正金融商品取引法成立(電子取引基礎(ETP)を通じた取引)	
	9月12日	欧州委員会、単一銀行監督制度に関する提案を公表	
2013年	1月6日	GHOS、流動性カパレレッジ比率(LCR)に関する最終規則を公表(2015年実施)	
	9月2日	BCBS-IOSCO 非清算店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制にかかる最終報告書公表	
	9月5-6日	第8回G20首脳会合(サントペルトルク+サミット)開催、首脳声明を採択 「グローバルなシステム上重要な金融機関の破たんの際の損失吸収能力の充実性に関する提案を評価し、策定するようFSBに要請。シャドーバンキングの更なる監視・規制に向けた行動及び期限を記載したロードマップに合意。」	
	11月12日	GHOS、レバレッジ比率の枠組みと開示要件(現行規制)等について合意	
2014年	1月12日	バーゼル委、大口エクスポージャー規制に関する最終規則を公表(2019年実施予定)	
	11月10日	FSB G-SIBsの破綻時の損失吸収能力の充実(TLAC)に係る市中協議文書を公表	
	11月15-6日	第9回G20首脳会合(ブリスベン+サミット)、首脳声明を採択 「金融危機への対応としての金融規制改革は概ね達成したことを確認。新たなリスクに注意を払いつつ、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の総損失吸収力(TLAC)等、残された規制改革の最終化と合意した事項の完全実施に取り組むことに合意。」 同日、バーゼル委、安定調達比率(NSFR)に関する最終規則を公表(2018年実施予定)	
	12月4日	FSB 気候変動関連リスクに係る業界主導の開示タスクフォースを設置	
2015年	2月9-10日	G20財務大臣・中央銀行総裁会議(istanbul)	
	3月18日	BCBS-IOSCO 非清算店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制にかかる最終報告書改訂版を公表	
	6月28日	FATF de-riskingに関する声明	
	9月4-5日	G20財務大臣・中央銀行総裁会議(アンカラ)	
	11月9日	FSB G-SIBsの破綻時の損失吸収能力の充実(TLAC)に係る最終合意文書を公表	
	11月15-6日	第10回G20首脳会合(アンタルヤ+サミット)、首脳声明を採択 「TLACの最終化等、金融規制改革の中核的な要素を更に完了させたことを確認。新たに生じつつあるリスク・脆弱性の監視・対応の必要性に合意。これまで合意された規制枠組みの完全かつ整合的な実施にコミットしつつ、意図せざる影響への対応を含め、規制改革の実施と影響等を引き続き監視・評価することに合意。」	
	12月4日	FSB 気候変動関連リスクに係る業界主導の開示タスクフォースを設置	
	12月10日	信用リスクに係る標準的手法の見直しに関する第2次市中協議実施(2016年中に最終化予定、実施時期未定)	
			3

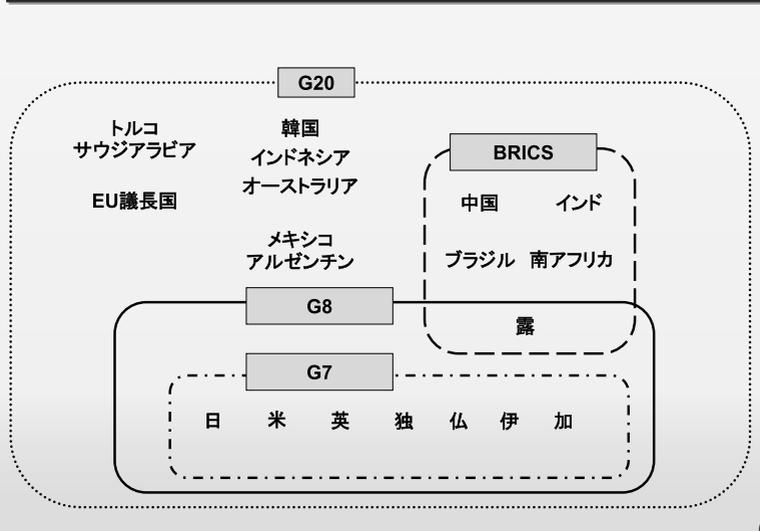
## 国際的な金融規制改革について（年表③）

2016年	1月12日	GHOS、金融危機後の規制改革を2016年末までに完了させる作業計画を承認
	1月14日	バーゼル委、マーケットリスクの最低所収自己資本に関する最終規則公表(2019年実施予定)
	2月25-6日	G20財務大臣・中央銀行総裁会議(上海)
	3月4日	バーゼル委、オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直しに関する第2次市中協議実施(2016年中に最終化予定、実施時期未定)
	3月24日	バーゼル委、信用リスクに係る内部モデル手法への制約に関する市中協議実施(2016年中に最終化予定、実施時期未定)
	4月6日	バーゼル委、レバレッジ比率の枠組みの見直しに関する市中協議実施(2016年中に最終化予定、2018年より1柱として実施予定)
	4月22日	バーゼル委、銀行勘定の金利リスクに係る最終文書公表(2018年実施予定)
	前半	バーゼル委、証券化商品の資本賦課枠組みの見直しについて最終化予定(2018年実施予定)
2019年	1月1日	TLACの実施開始(リスク加重資産対比16%、レバレッジ比率の母母対比6%、預保の貢献リスク加重資産対比2.5%)
2022年	1月1日	TLACの水準引上げ(リスク加重資産対比18%、レバレッジ比率の母母対比6.75%、預保の貢献リスク加重資産対比3.5%)

## 金融危機を受けた国際交渉の枠組み



## G7とG20の関係



## (金融行政方針2015より抜粋) II. 金融行政の重点施策④

### 4. 国際的な課題への戦略的な対応

- 2008年の世界的な金融危機後、毎年新たな金融規制が提案され、規制強化の動きが継続
- こうした規制の副作用(規制強化が成長資金の供給に及ぼす影響)や予期せざる影響(シャドーバンキングの肥大化、市場における流動性低下)も懸念される
- 金融機関の活動や取引のグローバル化に対応し、監督当局間の国際協調・連携の更なる推進が必要

- 国際的な金融規制改革の取組みに関する戦略的な対応
  - 経済成長と金融システムの安定との両立を確保し、規制の複合的な効果による悪影響等にも配慮した、全体として最適な金融規制の構築を推進すべく、国際的な場で積極的に発信・貢献
- 国際的なネットワーク・金融協力の強化
  - 金融機関のグローバル展開が進む中、監督協力ネットワークを強化
  - 金融機関等のクロスボーダーの相互進出支援を含む、アジア諸国等との金融協力を更に強化

7

## 金融庁・金融レポート(2016)〈主なポイント〉

### 国際的な金融規制改革への対応

世界金融危機以降の金融規制改革は、金融システムの強靭性を高める一方で、過度な規制には金融機関の規制回避行動等を通じた歪みの惹起や、成長資金の供給への悪影響等の懸念が存在。以下の点を国際的に意見発信

- ✓ 金融規制改革が経済の持続的な成長と金融システムの安定性の両立を実現できるものとなっているか
- ✓ 全体として最適な規制体系となっているか
- ✓ 金融システムの脅威にフォワードルッキングに取り組んでいるか

→ 同様の考え方は国際的にも広まりつつあり、監督当局等で構成される金融安定理事会 (FSB) 等において、規制の複合的な効果の検証作業が始まっている

我が国金融システムの課題と国際的な課題に関して、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者が一体的なチームを編成し、課題ごとの考え方を整理した上で戦略的な対応を図るアプローチを推進

8

金融庁・金融レポート(2016)〈主なポイント〉  
国際的なネットワーク・金融協力の強化

- ・ 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、以下のような当局間の国際的な連携強化を推進
  - ✓ 多国間の監督協力ネットワークの拠点として我が国の国際的なプレゼンスを高めるため、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）常設事務局の東京への設置が決定
  - ✓ より広範な当局間との連携を強化するため、「アジア金融連携センター（AFPAC）」を「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」に改組

9

（金融行政方針2016より抜粋）VI. 国際的な課題への対応

世界金融危機後の規制改革について、金融庁は経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の必要性等に関して問題提起。今後、残された改革項目が、こうした考え方を踏まえて最終化されるよう努めるとともに、規制の複合的な影響のモニタリングを推進

→ 世界的な長短金利の低下やテクノロジーの進化の下で、金融機関が適切なビジネスモデルを構築し、経済の持続的成長に貢献することが国内外で共通する課題。金融庁は、こうした課題に対応した金融規制・監督のあり方について、国内の検討も踏まえつつ、国際的に意見発信。

・ 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」における新興国の金融当局職員の受入れを含めた取組みにより、当局間のネットワーク・協力を強化

・ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）常設事務局開設（来年4月）と東京本会合開催、その後の円滑な運営に資する支援等を実施

10

## G20における国際的な金融規制改革に関する議論①

リーマンショック(2008年9月)  
世界的な金融危機へ発展



G20首脳会合  
(2008年11月ワシントン～)  
危機防止のための  
金融規制改革の推進

### 1. G20ブリスベン・サミット首脳宣言(2014年11月)

「世界経済の強じん性及び金融システムの安定性の強化は、成長及び発展を支える上で極めて重要」

「我々は、金融危機に対応して我々が行った中核的なコミットメントの重要な面を達成した」

### 2. G20アンタルヤ・サミット首脳宣言(2015年11月)

「金融機関の強じん性の強化及び金融システムの安定性の向上は、成長及び発展を支える上で極めて重要」

「グローバル金融システムの強じん性を向上させるため、我々は、金融規制改革の課題の中核的な要素を更に完了させた」

11

## G20における国際的な金融規制改革に関する議論②

### 3. 2015年の主な成果と今後の課題(アンタルヤ・サミット首脳宣言より)

#### ① 残された規制改革の最終化

(主な成果) 巨大銀行の総損失吸収力(TLAC)の最終化

(今後の課題) 中央清算機関(CCP)の強じん性・再建計画・破綻処理可能性に関する作業等

#### ② 過去の合意の適時、完全かつ整合的な実施

(主な成果) 規制改革の実施と影響に関するFSBの最初の年次報告書の策定

(今後の課題) 意図せざる影響への対処を含め、規制改革の実施と影響等を引き続き監視・評価

店頭デリバティブ改革の実施に関し、国・地域に対し、相互の規制に委ねることを奨励

#### ③ 新たなリスクへの監視及び対処

(今後の課題) シェドーバンキング等の新たなリスクを引き続き監視、必要に応じ対処  
コルレス銀行サービスの減少について、適宜評価し対処

※ 2016年議長国は中国(9月に杭州でサミットを開催)、2017年議長国はドイツ。

12

## 2016年G7・G20について

### 2016年G7に向けた 安倍総理大臣メッセージ(抜粋)

私は、G7のリーダーたちと、世界が直面する様々な課題について率直に議論し、実り豊かなサミットにしたいと考えています。

今、国際社会は、多くの課題に直面しています。世界経済の成長の鈍化、人命を脅かすテロ、難民の発生、力による一方的な現状変更など、どれも、平和で豊かな暮らしに影響する課題ばかりです。

自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値を共有するG7は、これらの課題に、グローバルな視点で、将来を見据えながら、解決に向けた最も適切な道筋を示さなければなりません。

伊勢志摩サミットは、洞爺湖サミット以来8年ぶりにアジアで開催されるサミットです。アジア太平洋の情勢についても、G7のリーダーたちとしっかりと議論したいと考えます。

### ○G7・G20開催日程

4月10日～11日	G7外務大臣会合（広島市）
4月14日～15日	G20財務大臣・中央銀行総裁会議 （ワシントン）
4月23日～24日	G7農業大臣会合（新潟市）
4月29日～30日	G7情報通信大臣会合（高松市）
5月1日～2日	G7エネルギー大臣会合（北九州市）
5月14日～15日	G7教育大臣会合（倉敷市）
5月15日～16日	G7環境大臣会合（富山市）
5月15日～17日	G7科学技術大臣会合（つくば市）
5月20日～21日	G7財務大臣・中央銀行総裁会議 （仙台市）
5月26日～27日	G7首脳会議（三重県伊勢志摩）
7月23日～24日	G20財務大臣・中央銀行総裁会議 （四川省成都）
9月4日～5日	G20首脳会議（浙江省杭州）
9月11日～12日	G7保健大臣会合（神戸市）
9月24日～25日	G7交通大臣会合（軽井沢町）

13

## G20 杭州サミット・コミュニケ （金融規制関連部分（1））

18. 開かれた強じんな金融システムの構築は、持続可能な成長と発展を支える上で極めて重要である。このため我々は、規制枠組みの残された重要な要素を最終化し、パーゼルIIIやTLAC（グローバルなシステム上重要な銀行の総損失吸収力）の基準及び国境を越えた破綻処理の効果的な枠組みを含む、これまでに合意された金融セクター改革の課題の適時、完全かつ整合的な実施に引き続きコミットしている。

14

## G20杭州サミット・コミュニケ (金融規制関連部分(2))

- 我々は、公平な競争条件を促進しつつ、銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなくバーゼルIIIの枠組みを2016年末までに最終化するためのバーゼル銀行監督委員会の作業に対する支持を再確認する。我々は、改革の実施及び影響に関するFSB（金融安定理事会）の第2回年次報告を歓迎し、重大で意図せざるいかなる影響にも対処すること等により、我々の全体的な目的との整合性を確保するため、改革の実施と影響に対する監視を引き続き向上させる。我々は、保険セクターにおけるシステミック・リスクの問題に引き続き対処する。我々は、国際的に活動する保険会社に対する国際資本基準（ICS）の策定に向けた作業を歓迎する。15

## G20杭州サミット・コミュニケ (金融規制関連部分(3))

- 我々は、これまでに合意された店頭デリバティブ改革の課題の完全かつ適時の実施にコミットしており、取引情報蓄積機関への店頭デリバティブの報告及び当局のデータへの適切なアクセスに関する法的・規制上の障壁を取り除く。我々は、構成国に対し、「金融市場インフラのための原則」の実施におけるギャップを縮小することを奨励するとともに、中央清算機関の強じん性、再建計画及び破綻処理可能性を向上させるための決済・市場インフラ委員会、IOSCO（証券監督者国際機構）及びFSBによる報告を歓迎する。

### G20杭州サミット・コミュニケ (金融規制関連部分(4))

- 我々は、システミック・リスクを抑える効果的なマクロプルーデンス政策の重要性を認識しつつ、マクロプルーデンスの枠組みと手段に関する国際的な経験の調査を行い、効果的なマクロプルーデンス政策の促進に役立てるためのIMF、FSB及びBIS（国際決済銀行）の共同作業を歓迎する。我々は、*資産運用業の活動がもたらす構造的なぜい弱性に対応するための政策提言案に関するFSBの市中協議*を歓迎する。我々は、シャドー・バンキング、資産運用業及びその他の市場型金融活動に関連するものを含め、金融システムにおいて生じつつあるリスク及びぜい弱性を引き続きしっかりと監視し、必要に応じ対処する。

17

### G20杭州サミット・コミュニケ (金融規制関連部分(5))

- 我々は、送金、金融包摂、貿易及び開放性を支持するため、FSBが調整する行動計画を通じて引き続きコルレス銀行サービスの減少に対処する。我々は、10月のFATF（金融活動作業部会）によるコルレス銀行業務に関するガイダンスの見直しを含め、必要に応じて、規制期待を明確化するための更なる取組を期待する。

18

## G20杭州サミット・コミュニケ (金融規制関連部分(6))

- 我々は、G20構成国、IMF及び世界銀行グループに対し、国際的なマネーロンダリング及びテロ資金供与対策(AML/CFT)やプルーデンシャル基準の遵守の改善を助けるため、国内の能力構築のための支援を強化することを求める。我々は、「デジタル金融包摂に関するG20ハイレベル原則」、更新された「G20金融包摂指標」及び「G20中小企業金融行動計画」の実施枠組みを支持する。我々は、各国に対して、特にデジタル金融包摂の分野において、より広範な金融包摂の計画を考案する際に、これらの原則を考慮することを奨励し、全ての人々の金融へのアクセスに関する進展を加速させるための具体的な行動をとることを奨励する。

19

## FSB第2回年次報告書(2016年8月) 「G20金融規制改革の実施と影響」

- 今日まで実施された改革の影響は、全体的にポジティブ
- 最も大きい国際的に活動する銀行は、危機前に比べて相当程度強化。
- 金融市場の強靭性もさらに強化された。
- 経済への信用供与を維持しながら強靭性を達成。
- 重大な意図せざる影響が生じた場合には、必要に応じ政策を見直し。
- 三つの分野で注意が必要
  - 市場流動性
  - 新興市場国・開発途上国への影響
  - 開かれ融合されたグローバル金融システムの維持

20

## FSB第2回年次報告書(2016年8月) 「G20金融規制改革の実施と影響」

### 1. 市場流動性

これまで平時における市場流動性の幅広い低下がもたらされたという証拠はほとんどない。しかし、特定の市場では市場の深みが減ぜられたという証拠がいくらかあり、ストレス時における流動性の強靱性が損なわれた可能性がある。(FSBよりG20へ、市場の深みと資金調達市場の流動性につき更に報告予定。)

### 2. 新興市場・開発途上経済(EMDEs)への影響

重大な意図せざる影響の報告はないが、EMDEsにおけるグローバルな銀行のプレゼンス・活動は低下。

### 3. 開かれ融合されたグローバル金融システムの維持

顕著な後退や市場の分断は回避。

21

## 4つの主要な改革分野

### 1. バーゼル規制等(金融機関の強靱化)

### 2. いわゆるTBTF問題への対応

### 3. OTCデリバティブ改革

### 4. シャドーバンキング規制改革

22

## IV-1. バーゼル規制等

## 制定経緯・沿革

- **バーゼルⅠ規制**  
1980年代の米国の金融危機を背景に、国際的な金融システムの健全性の強化と競争条件の公平性確保の観点から、国際的に活動する銀行の自己資本比率の測定方法や達成すべき最低水準を定めた最初のバーゼルⅠ規制に1988年に合意。
- **バーゼルⅡ規制**  
その後、金融取引の多様化・複雑化やリスク管理手法の高度化にあわせて、  
(1) 最低自己資本比率（リスク計測の対象範囲の拡大とその精緻化・多様化）  
(2) 金融機関の自己管理と監督上の検証  
(3) 情報開示を通じた市場規律の活用  
を3本の柱としたバーゼルⅡに2004年に合意。
- **バーゼル2.5規制**  
サブプライム問題に端を発する金融危機への当面の対処として、銀行勘定の証券化商品の取扱い及びトレーディング勘定の取扱いを強化したバーゼル2.5に2009年に合意。
- **バーゼルⅢ規制**  
近年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の再発を防止するため自己資本の質・量の強化や流動性規制、レバレッジ比率などの導入を定めたバーゼルⅢに2010年に合意。

23

## IV-1. バーゼル規制等

## バーゼル規制の枠組み（3本の柱）

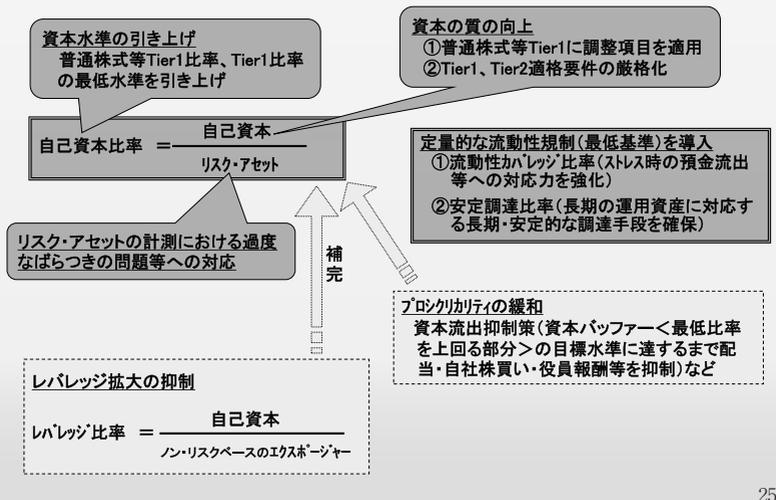
銀行の健全性確保のため、銀行が有する資産や直面するリスクの性質等に応じて、以下の3本の柱により銀行のリスクを管理。

<p>第1の柱 (資本賦課)</p>	<p>最低所要自己資本 ⇒ 銀行が抱えるリスクに応じ、銀行に一律に自己資本を備えさせる。</p> $\frac{\text{自己資本}}{\text{信用リスク} + \text{市場リスク} + \text{オペリスク}} \geq 8\%$
<p>第2の柱 (監督上の取扱い)</p>	<p>銀行の自己管理と監督上の検証 ⇒ 各銀行が抱えるリスクを銀行自ら把握し、自己資本戦略を策定。 ⇒ 監督上、個々の銀行の状況に応じて対応。</p>
<p>第3の柱 (開示)</p>	<p>情報開示を通じた市場規律の活用 ⇒ 自己資本比率や、銀行が抱えるリスク及びその管理状況等を開示。</p>

24

## IV-1. バーゼル規制等

### バーゼルⅢの全体像

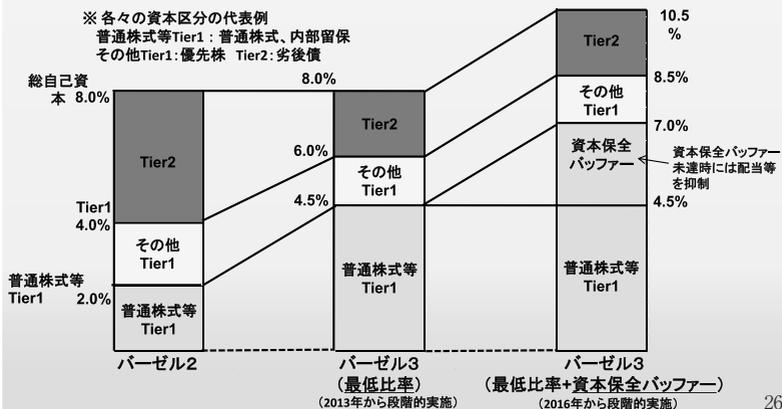


25

## IV-1. バーゼル規制等

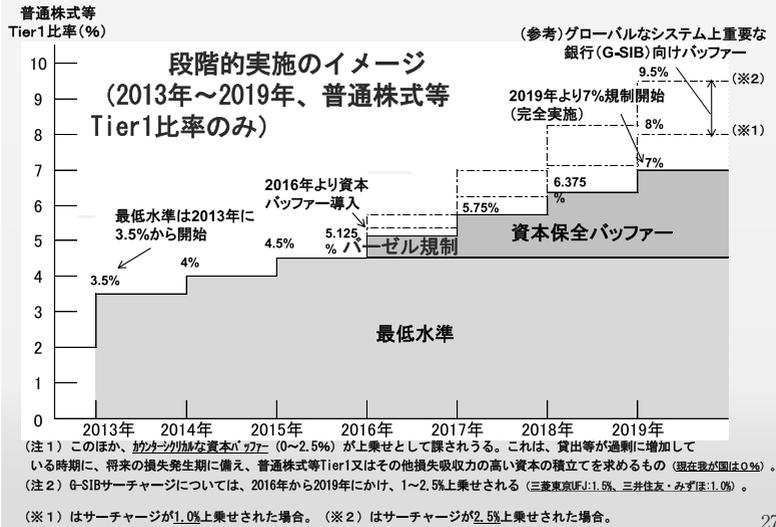
### 自己資本比率規制

- 銀行の健全性確保の観点から、銀行に対して、十分な自己資本の保有を義務付け。
- バーゼルⅢでは、銀行の健全性を更に高める観点から、自己資本の質の向上、量の強化を企図。



26

## IV-1. バーゼル規制等



27

## IV-1. バーゼル規制等 (保険会社についてのグローバルな資本基準)

- 国際的に活動する保険グループについて、グローバルなリスクベースの自己資本基準(ICS)を策定中。
- 2017年に最初のバージョンを公表し、2020年に適用開始予定。

28

## IV-2. いわゆるTBTF問題への対応

- 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大き過ぎて潰せない」(TBTF)のモラルハザードの問題に対処するため、「システム上重要な金融機関(Systemically Important Financial Institutions: SIFIs—シフィーズ)について①破綻予防のための規制枠組み、②円滑な破綻処理の枠組み、③監督の実効性の向上等を検討し、順次実施。

	グローバルなシステム上重要な金融機関	国内のシステム上重要な金融機関
銀行	2011年11月カンヌ・サミットで合意年に1回G-SIBsの暫定リストを公表	2012年10月に枠組みを公表 2015年12月にD-SIBsを指定
保険	2013年よりG-SIFsリストを年次公表。 G-SIFs選定手法見直しに係る最終文書を本年6月に公表。	未定
その他	市場インフラやその他銀行・保険会社以外の金融機関 <sup>※</sup> について検討中	未定

※ FSBは、2015年7月、資産運用業の活動がもたらす金融安定リスクに係る現在の作業が完了するまで、銀行・保険会社以外のグローバルなシステム上重要な金融機関(NBNI G-SIFIs)の選定手法の最終化を延期することを発表した。<sup>29)</sup>

### (参考1) グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)

G-SIBsリスト (2015年11月公表)	
※2014年度末データを元に算出	
【バケット5 (3.5%)】	【バケット1 (1.0%)】
—	中国農業銀行 (中)
【バケット4 (2.5%)】	バンク・オブ・チャイナ (中)
HSBC (英)	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (米)
JPモルガン (米)	中国建設銀行 (中)
【バケット3 (2.0%)】	BPCE (仏)
バークレイズ (英)	クレディ・アグリコル (仏)
BNPパリバ (仏)	中国工商銀行 (中)
シティグループ (米)	ING (蘭)
ドイツ銀行 (独)	<u>みずほフィナンシャルグループ (日)</u>
【バケット2 (1.5%)】	ノルディア (スウェーデン)
バンク・オブ・アメリカ (米)	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド (英)
クレディ・スイス (スイス)	サンタンデル (西)
ゴールドマン・サックス (米)	ソシエテ・ジェネラル (仏)
<u>三菱UFJフィナンシャルグループ (日)</u>	スタンダード・チャータード (英)
モルガン・スタンレー (米)	ステート・ストリート (米)
	<u>三井住友フィナンシャルグループ (日)</u>
	UBS (スイス)
	ウニクレディト (伊)
	ウェルス・ファアゴ (米)
	(バケット内 アルファベット順)
	計30行

(注) G-SIBsは、各区分に従い、バーゼルⅢの規制水準に上乗せした自己資本(G-SIBバッファ)を求められる。2016年から段階的に実施され、2019年から完全実施される予定(今回のリストは2017年に利用。リストは毎年更新)。

## (参考2) TLACに関する国際合意の概要

TLAC: Total Loss Absorbing Capacity: 巨大銀行に対して、破綻時に備えた損失吸収力を確保させる取組み。「大き過ぎて潰せない(TBTF)」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、2013年G20サミットの要請を受け、2015年11月にFSB(金融安定理事会)が規制内容(国際合意)を公表。

- 規制対象: グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs: 我が国では3メガのみ)。
- 適格性: 持株会社が発行する普通社債等
- 最低水準:
  - ① 連結ベースRWA(リスクアセット)比: 2019年1月: 16%, 2022年1月: 18%  
(市中協議では2019年以降に16~20%とされていた。)
  - ② レバレッジ比率規制の分母比: 2019年1月: 6%, 2022年@1月: 6.75%
- 預金保険制度: 2019年1月よりRWA比で2.5%, 2022年1月からはRWA比3.5%を算入可。(市中協議では2.5%またはそれ以上とされていた。)

TLACの構成と適用のイメージ(RWAベース)

TLAC	持株会社が発行する普通社債等
	日本の預金保険制度の強靱性を助業(2.5~3.5%)
	余剰規制資本がある場合は算入可
	バーゼル自己資本比率
	バーゼル規制資本 8%
	資本保全 ハフア-2.5%
	G-SIBサージン 1.5%:NAUFG 1.0%:SMFG,MHFG

(参考)破綻時の損失吸収力を用いた破綻処理のイメージ



## 3. 店頭デリバティブ規制改革

G20ピッツバーグ・サミット首脳宣言 (2009年9月)

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引について、2012年末までに
  - a) 適当な場合における取引所又は電子取引基盤(ETP)を通じた取引
  - b) 中央清算機関(CCP)を通じた決済
- ② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関(TR)への報告

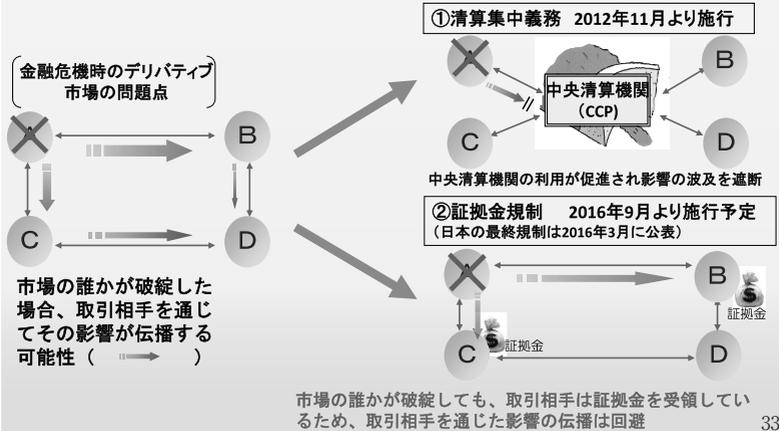
G20カンヌ・サミット首脳宣言 (2011年11月)

2012年6月までに、清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準(証拠金規制)を市中協議用に策定するよう求める。

### 3. 店頭デリバティブ規制改革

#### 証拠金規制と清算集中義務

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引については、中央清算機関を利用（清算集中義務）。
- ② 中央清算機関を利用しない店頭デリバティブ取引については、取引参加者が証拠金（担保）を授受（証拠金規制）。



33

### IV-3. 店頭デリバティブ規制改革

#### 規制の相互依拠

##### 2013年9月 G20サントペテルブルク・サミット首脳宣言

- 我々は、(中略) OTCデリバティブ改革に係るクロスボーダー問題に関する、主要当局による直近の一連の合意を歓迎し、枠組みが整備され評価が可能となった時点で、これらの合意が早急に実施されることを期待する。我々は、国・地域及び規制当局が、本国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性に基づいて、国によって差別されることなく相互の規制及び執行枠組みの質により正当化されるときは、相互の規制に委ねることを可能とすべきとの見解で一致する。

##### 2014年11月 G20ブリスベン・サミット首脳宣言

- デリバティブ市場をより安全にするための我々の改革は、金融システムにおけるリスクを低減させる。(中略) 我々は、国・地域が、サントペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励する。

##### 2015年11月 G20アンタルヤ・サミット首脳宣言

- 特に、我々は、中央清算機関の強じん性、再建計画及び破綻処理可能性に関する更なる作業に期待し、また、FSB（金融安定理事会）に対して、我々の次回会合までに報告することを求める。(中略) 我々は、国・地域に対し、サントペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励することを含め、店頭（OTC）デリバティブ改革の実施における更なる進捗のための我々の取組を加速する。

34

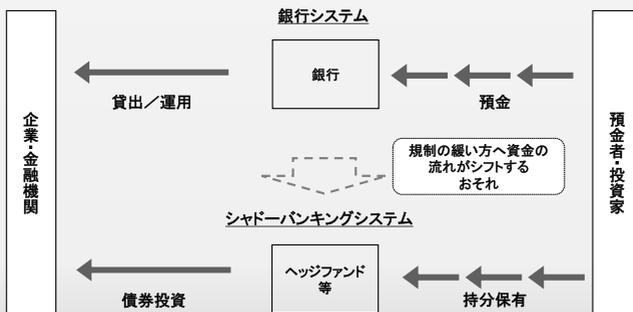
## 4. シャドーバンキング規制改革

- I. モニタリングの拡充
- II. 銀行によるシャドーバンキングへの関与を規制
- III. MMF改革
- IV. シャドーバンキングを営む主体の規制と監督
- V. 証券化商品のインセンティブ是正アプローチ
- VI. レポ・証券貸借取引など、その他のシャドーバンキングの改革

35

## シャドーバンキングの概要

- ヘッジファンド、MMF(マネー・マーケット・ファンド)など、実質的に銀行に類似した信用仲介活動を行っている銀行以外の主体・活動(シャドーバンキング)のシステミック・リスクに対する規制・監視のあり方を検討。



ヘッジファンド: 少数の投資家から資金を集め、積極的にリスクを取り、高収益を目指すファンド。  
MMF : 信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債を中心に投資を行うファンド  
(預金に代わる安全性の高い資金運用先として認識されている)。

36

## G20サミットの概要（シャドーバンキング関連）①

### 1. ワシントン・サミット（2008年11月）

金融危機を受け、金融市場の改革のための共通原則（①透明性及び説明責任の強化 ②健全な規制の拡大（金融システムにおいて重要な全ての金融機関への適切な規制を確保） ③金融市場における公正性の促進 ④国際連携の強化 ⑤IMF等の国際金融機関の改革）への合意と、それらとの整合的な政策の実施にコミットすることに合意。

### 2. ロンドン・サミット（2009年4月）

中長期的な規制再構築の観点から、監督力レτζジの設置等の国際的な連携強化、マクロ健全性上のリスクに対応する規制システムへの改編、金融システム上重要な全ての金融機関（シャドーバンキングを含む）を規制・監督の対象とすること等に合意。

### 3. ソウル・サミット（2010年11月）

シャドーバンキングへの規制・監視の強化に向けた提言の策定等に合意。また銀行の自己資本及び流動性の新たな枠組み（バーゼルⅢ）の承認とその2013年からの段階的実施にコミットし、システム上重要な金融機関の改革枠組みの策定プロセスを承認。

### 4. カヌヌ・サミット（2011年11月）

グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に対する包括的な政策枠組み（2016年からの追加的資本要件等）に関するFSB協調枠組みを承認。シャドーバンキング・システムに対する規制と監視の強化に合意し、提言の策定に向けた作業計画を承認。

### 5. ロスカボス・サミット（2012年6月）

バーゼル規制、G-SIFIsの枠組み、シャドーバンキング、店頭デリバティブ市場改革等のこれまでの進展を認識し、作業の完遂にコミット。

### 6. サントペテルブルク・サミット（2013年9月）

金融危機後の5年間の取り組みを高く評価する一方で、未だ必要な改革は終結していないとの認識に立ち、更なる推進が合意。シャドーバンキングの更なる監視・規制に向けた行動及び期限を記載したロードマップに合意

37

## G20サミットの概要（シャドーバンキング関連）②

### G20ブリスベン・サミット首脳宣言（抄）

「シャドーバンキングに係る枠組みの達成に関して進展があり、我々は、更なる取組のために更新されたロードマップを承認する。我々は、銀行とノンバンクとの間のリスク経路を縮小する措置に合意した。」

### G20アンタルヤ・サミット首脳宣言（抄）

「我々は、市場型金融の強じん性を確保するため、そのシステム・リスクに見合うような方法で、シャドーバンキングの監視・規制を更に強化する。」

### G20杭州サミット首脳宣言（抄）

「我々は、シャドーバンキング、資産運用業及びその他の市場型金融活動に関連するものを含め、金融システムにおいて生じつつあるリスク及び低い弱性を引き続きしっかりと監視し、必要に応じ対処する。」

<2011年11月カヌヌ・サミットにおいて合意された5つのシャドーバンキングの検討分野の進捗状況>

#### ① 銀行のシャドーバンキングへの関与（バーゼル銀行監督委員会）【最終規則文書を公表】

●銀行のファンド向け出資・大口エクスポージャーに関する規則文書をそれぞれ最終化。

#### ② マネー・マーケット・ファンド（IOSCO）【2012年10月に最終報告書を公表】

●MMFに関連するシステムリスクを削減するための政策措置を提言。

#### ③ 他のシャドーバンキング主体（FSB）【2013年8月に最終報告書を公表】

●MMF以外の多様なシャドーバンキング主体のリスクを把握するために必要なデータ収集・モニタリングのあり方やそれぞれの経済的な機能に伴い保有するリスクに着目した政策措置を提言。

#### ④ 証券化商品（IOSCO）【2012年11月に最終報告書を公表】

●証券化商品の組成者に対する適切なインセンティブの付与や、情報の適切な開示等を提言。

#### ⑤ レボ・証券貸借取引（FSB）【2015年11月に最終報告書を公表】

●レボ・証券貸借取引から生じるシステムリスクの抑制のために必要な政策措置を提言。

38

## その他の改革分野

---

その他の改革分野として、G20に対し、以下のよう  
な項目が挙げられている。

- マクロプルデンシャル政策
- データ・ギャップの解消
- 預金保険制度の整備
- ヘッジファンドの登録・規制
- 格付機関の登録・監督
- 金融指標規制改革
- LEI (Legal Entity Identifier)
- ディスクロージャーの拡充
- 期待損失引当
- G-SIFIsの外部監査の充実

39

## 新たな脆弱性への対応

---

- ミスコンダクト(行為規制違反)の防止対策
- コルレス銀行業務の縮小対策
- 気候変動関連の財務情報開示の拡充
- 金融技術革新が金融安定に与える影響

(了)

40